

## 特定非営利活動法人ブエンカミーノ

# 役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ブエンカミーノ（以下「当法人」という。）における、法令又は当法人の定款・規程・内規等に定める利益相反並びに特別な利益供与の禁止及び防止のため、役員等の自己申告に関して必要な事項を定めることにより、当法人の公正且つ適正な事業活動の確保を目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、当法人の役員、就業規則に定める職員及び当法人の事業活動の関係者（理事長が指定する者）に対して適用する。

### (定義)

第3条 この規程においては、次に掲げる用語は各号の定義によるものとする。

#### (1)利益相反等の起因となる可能性のある状態等

当法人の役員等が当法人の職務を通じて、当法人と相反する若しくは特別な利益（金銭、地位、利権等、利益の種類を問わない）を自己又は第三者にもたらす起因となる可能性がある状態若しくは行為

#### (2)利益相反となる取引

当法人の役員等が当法人の職務を通じて、当法人と相反する利益（金銭、地位、利権等、利益の種類を問わない）を自己又は第三者にもたらす取引

### (自己申告)

第4条 役員等は、前条に規定する利益相反に関する状態等及び取引（具体的には別紙に掲げる通り）につき、就任時又は採用時には該当の有無及びその内容、新たに生じる時には事前にその内容に関し、理事長に対して別に定める書式により自己申告を行うものとする。

2 前項の申告以降、申告事項の変更の有無及びその内容に関しては、定期的に毎年度当初に理事長に対して別に定める書式により申告するものとする。

3 前二項における申告が理事長による場合は、副理事長並びに監事に対して行うものとする。

### (申告後の対応)

第5条 前3条の規定に基づく申告を受けた理事長は、総務部と連携して申告内容の確認をした上、申告を行った者が理事である場合には副理事長（但し、申告を行った者が副理事長である場合はそれ以外の理事）と、監事である場合には副理事長とそれぞれ協議の上、必要に応じ、当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第4条又は第5条の規定に基づいて申告された内容及び提出された情報は、総務部にて管理するものとする。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

1. この規程は令和3年7月1日から施行する。

別紙

【利益相反等の起因となる可能性のある状態等】

- イ. 当法人以外の団体（法人格を問わず公益法人、特定非営利活動法人、株式会社、任意団体を含み、以下「団体等」という。）の役員、評議員等、名目又は形態を問わず、その組織若しくは事業に関する意思決定に何らかの関与を行う役職に就くこと又はその業務に従事すること
- ロ. 当法人と取引関係のある団体（助成申請予定若しくは申請中の団体を含み、以下「取引団体等」という。）又はその役員若しくはこれに準ずる者若しくは従業員（以下「取引団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること
- ハ. 取引団体等又は取引団体等役職員から金銭の貸付けを受けること
- ニ. 取引団体等又は取引団体等役職員から供給接待を受けること

【利益相反となる取引】

- イ. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類（競業）に属する取引
- ロ. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- ハ. 当法人が役職員等の債務を保証することその他、当該役職員等以外の者との間において当法人と当該役職員等との利益が相反する取引